



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

196.7.26 No. 4438

「オウム」事件も活用した治安体制作り 破防法発動阻止へ

破壊活動防止法(破防法)をめぐる情勢は、重大な段階を迎えている。

七月十一日、公安調査庁は、宗教の仮面をつけた反労働者・挑発者集団「オウム真理教」に対して、破防法に基づき「解散の

破防法。の矛先は労働運動、なぜ権力は焦るのか

国家権力が民衆への弾圧を強め、思想・言論への「統制」を強める時は、必ずそこに体制的危機、支配の危機が深刻化している。今日の日本は、大変な大失業時代を迎え、これを根本原因として戦争の危機が日々深まっている。一方こうした反動の強まりに対し、国鉄闘争を先頭に労働運動は新たなたかひにはいつており、沖縄県民の島ぐるみの決起と、それに「鼓舞」された本土の反戦、反基地闘争

指し、の処分をするよう公安調査委員会への請求を行った。これを受けて公安審査委員会は今秋にも解散処分を発動しようとしている。これを断じて許してはならない。

の大きな高揚が橋本政権を足元から揺るがしてきている。こうした中で、権力は、これまでの「通常」型弾圧では、もはや労働者民衆の決起を押さえ込むことが出来ないとして、危機感もあらわに、「オウム」を「利用」しそれを引き金に、過去一度も適用されなかった「団体解散」に踏み込もうとしているのである。その矛先は、労働運動や住民運動等である。

高まる破防法反対のさざなみ

国鉄・安保沖縄闘争と結合し阻止へ

「破防法」への人民の警戒心と反対の声、行動は日増しに高まっている。(一部紹介)
「民主主義の蹂躪、労働者への挑戦」(元総評事務局長・岩井章氏)
「破壊活動防止法による団体規制に反対する」(日本弁護士連合会)

「許しがたいオウムの犯罪行為をつかった破防法団体適用反対」(日本基督教団総会議長・原忠和氏)
「団体規制は民主主義の根幹を揺るがす、強く反対する」(社団法人、日本ペンクラブ会長・尾崎秀樹氏)
「破防法研究」No.四号

破防法の「正体」

破防法と安保と戦争はその出発以来むすびあいながら今日に至っている。一九五二年、安保と破防法は、ともに民衆のごうごうとした反対を押し切つて制定された。安保と破防法はその後一体となって戦後日本の軍事・政治の中軸を形成してきた。

日本支配階級・国家権力は、国鉄決戦の開始と、安保・沖縄闘争の大衆的高揚に心底恐怖し、危機感をつよめ破防法の団体適用に踏み込もうとしている。

戦前の治安維持法をひきつぎアメリカの占領下に源を発し、朝鮮戦争下で生まれ、ベトナム戦争下で労働者・学生のためかいに対して個人発動され、今日新たな侵略戦争準備の中で初めて団体適用を開始した治安法が破防法に他ならない。

被爆51周年 八・六広島・八・九長崎へ 反戦・反核・沖縄闘争

被爆五一周年を迎えた八・六広島―八・九長崎反戦・反核闘争は、朝鮮・中国・アジアをめぐる戦争状況の切迫という中で、極めて重要な闘いとなっている。

自衛隊が米軍機を撃墜するといふ重大事件が発生したことは記憶に新しいところである。また一方では、核兵器の保有に向けて世界でも最高レベルの原爆用プルトニウム製造炉「もんじゅ」の本格稼働を狙っている。

橋本政権は、今年四月一七日の日米首脳会談での日米安保の大改定、「日米安保共同宣言」の発表とACSA(兵站支援物品役務融通協定)締結などを行なうことで、集団的自衛権へと大きく踏み出した。

こうした日帝の朝鮮侵略政策、核政策に対して、「ヒロシマ・ナガサキを繰り返すな」と、全世界に核兵器廃絶と反戦を訴える広島・長崎の被爆者の声に答え、八・六広島―八・九長崎反戦・反核闘争を安保―沖縄闘争と連帯して闘いぬこう。